

右は此度商方御取組相頼候二付産物仕入金之内借用仕候宛実正也然ル上ハ大坂表ニ於て御融通ニ相成候分と共二十一年月中旬迄ニ産物長崎表へ指出し御返金可仕候條明白ニ御座候爲後日證文仍而如件

丁卯九月十四日 牧野——内

松本——印

松平土——

才谷——様

かくして慶応三年九月十八日、海援隊側は芸州の蒸気船震天丸を借受けて、この条約の正式調印のために菅谷真三、陸奥陽之助、それに田辺藩士松本檢吾を同伴して、長崎を出帆、丹後に向つた。しかし廿日長州下関についてから余儀ない理由で、この震天丸はすぐさま土佐に廻航する用件ができたため、やむなく丹後行を変更、別に早船を仕立てて、菅谷、陸奥、松本それに商人、下僕各一人計五人で大坂に向つた。

以上が海援隊側の記録であるが、その後正式調印されたかどうか、又証文にあるように十一月月中旬までに、田辺藩は長崎表へ二丹若但の中ごの何を送つたか全く不明であるが、海援隊の主宰者坂本龍馬は、この十一月月中旬、正確に言えば慶應三年十一月十五日（一八六七）暗殺され、翌年一月

海援隊は藩命で解散している。

田辺藩が何故海援隊との提携を希望したかまたこの提携でどれだけの効果があったか、その具体的な活動内容は全く不明であるが、諸藩が商人化することは、それだけ本来の性質を変改したわけで、封建制の急速な崩壊を意味するが、それはともかく田辺藩としても財政窮乏の弊からハミ出るものでなく、さりとて大藩と同じように艦船を購入し、積極的に外国貿易を実行するだけの力はなかつたであろう。従つて海援隊の豊富な知識とその実行力を利用して、ことによつて田辺藩の財政力が少しでも良くなれば……といふことで、同藩から積極的に海援隊に働きかけ、商事契約まで結ぶことが出来、しかも五百両の前借まで得たとあれば、全く海援隊の好意によつて助けもつたといふ感が強い。

なお契約後四ヶ月足らずで海援隊は解散しているから、この後それ程大きな取り引きがあつたとは考えられない。

幕末の田辺藩財政を知る史料が乏しい今日、この種の史料を収録しておくことは無駄でないと考え、この地方史の紙面を汚した次第である。

註①大阪経済史研究菅野和太郎 三三三頁

舞鶴地方史料集 第三回 「朝代神社」の新資料について

井上 金次郎 誌

市内の著名社である此神社の新しい資料を開陳する前に一応その概貌を知つて頂く事がこの資料の史料的な価値判断の尺度ともなると思われるので之等を引用して後述新資料の参考とする。

(1)拙蔵 丹後旧語集 御家中 上巻(大山 村庄屋 岡本家旧蔵 万延写本)

朝代大明神 本社二間四方 官地三百拾五坪 小宮八社 今爰ニ不委記末ノ條ニ記ス

拜殿 四間三間

長床 五間三間

華表 一丈余

享保九甲寅年頃ハ駿河守直高

至ハ宮内代也

神職

政津見 宅三間八間

至 式部 清水氏也

夫當社ハ八王四十四代天武天皇御宇御在位 白鳳元年九月三日御鎮座 本社淡路國ノ若 宮伊井若尊 御座位之後白之若宮卜奉也 御祭礼九月 祭奉ルヲ 江州多賀大明神ト同社ナリ

九日物ハ三 神吏之同大内町ニツ橋西之橋詰

ニ御輿ヲ鎮メ神祭祀ヲ奏シ諸芸ヲ勤メ假ノ 行宮トス

享保八癸卯年神職政津見駿河守直高依願橋 詰ノ家ヲ調御旅所ヲ設ケ九月朔日ヨリ燈明

ヲ立ル 京極家ハ外曲輪ヲ渡リシ御家御在 城以後二ノ丸ヲ渡リ於大番所祭祀御見物

御輿暫御棧前ニ鎮居、神職祭祀ノ衷有御 祭礼年々賑々敷相成

小宮享保元年二月龍蛇社勸請以來九社

松尾大明神 大酒解命 二坐合テ一社

大因天社 大己貴尊ヲ祭奉ル

祇園牛頭天王社 素戔尊ヲ祭奉ル

粟嶋大明神 少彥名尊ヲ祭奉ル

稻荷大明神 保食神ヲ祭奉ル

多賀大明神 伊井若尊ヲ祭奉ル 二坐相殿

惠比須神社 朝代大明神御一社

職人祖神 手置祝命ヲ祭奉ル 二神ニ祭奉ル

龍蛇社 享和元年二月從雲州大社勸請本社之左 西北之隅山ヲ平均兩面之社是ナリ

以上

この外

- (2) 竜燈社版 丹後郷土史料集 卷二、四四頁 「田辺旧記」
- (3) 西図書館蔵本(騰書版刷)全一冊九四頁 「丹後田辺誌」
- (4) 「加佐郡々誌」大正十四年版加佐郡々役所 編八五頁
- (5) 空永七 庚寅 九月吉日御書物所出雲子泉 塚版行「丹後田辺府」卷三
- (6) 「京都府神社畧記」一七四頁 京都府神 職会発行

——その他——

これ等からそれぞれの概畧を知られ度い。

さて前置はこの位にして、去る三十九年十一月二十八日の当市教委が府文化財保護課の指導のもとに行なつた調査は、予定が組まれた限られた時間であつた爲に精密な調査がなされなかつたので後日を期さねばならないが、これは謂はば段階的な初歩調査であつたと解釈して頂いて茲では取り敢えずその際陳列され供出されていたものの中裡から特別に参考になると思われるものだけを採録することとした。

この神社は市中では現在氏子数最も多く、社殿の構造も其工法は近世のものであつて

株式会社 山 十

舞鶴市三条通り

電(東) 10
1652

も非常に結構な地方有数の装麗なものであり、西地区最大の産土神でもあるので、これの資料も相当多く遺され民間にも多数蔵されていると思われるふしがある。これは終りに提供した資料でも詠る事で、これ等の資料からこの時代の社司が中々の政治的な働き手であった事が理解される。その裡にこれ等かくれた資料の所有者各位の協力を得て新しい分野の資料を開拓して順次その全貌を明らかにしていきたいと思つてゐる次第である。

もつとも此時の調査には御神体を拜する事が出来なかつたのは遺憾であつたが、所蔵資料の裡から三、四貴重な新資料が発見されて私達一行を喜ばせてくれたのは愉快であつた。

- (一) 三ツ拍敵ちらし金銀平時絵 白柄
陣太刀拵え太刀巻振(定寸物)
社殿によれば領主牧野公より寄附ありたるもの (細部調査未了)
- (二) 長さ約二米六〇握「奉納朝代大明神」云々の刻銘ある異形超長形大刀黒塗拵つき 巻振
- (三) 表題「藩政時代朝代神社祭礼之巻」巻奥書「舞鶴町字京口 百田脩治所蔵品 舞鶴藩士 林 五峯 筆」

紙本淡彩長サ約二〇米三五握 幅三五握、画法は当地に未遊した鈴木南嶺に私事したものか之の系統に属するものと思われれる。美麗なる完装絵巻物であるが板表装から本表装になす時「水洗ひ」をなしたる形跡がある。

- (四) 謹厳なる楷書体「朝代大明神縁起」小巻装幀 巻巻 雁皮様の手漉の和紙 墨書
- (五) 神社明細帳と思われるもの 墨書約二十枚程の綴込の冊子(調査未了)
- (六) 表題無し(仮称)御家流行書体「享保年社殿再建請手控」 墨書紙本手漉小奉書様のもの二枚折込二十八頁の冊子
- (七) 弘法大師筆と称する古写経一枚(但し他家所蔵品) 明治二十五年国宝取調所の鑑査状及写真三葉添付、(時代考証としては平安時代のもの)
- (八) 親鸞筆と称する御名号 紙本堅物小幅金襴表装二重箱入 巻幅(但し他家所蔵品)

方史的にも有意義な史料であると思われた。これは昨秋行われた当社祭礼行事と比較してこの状況を案に克明に描写したものであつて、信仰的な態度を以て画かれたものとの印象を受けた。又これの調査を指導された中野玄三主査も興味ある参考資料としてフィルムに納められたが、これはその性質上この誌上に紹介され得ないのは残念である。

又この「朝代神社祭礼絵巻」の筆者である五峯は田邊藩士族林文吾の画筆名で、この人の叔父は石門心字の五瀬宗宗であつてこの両名が嘉永四年に「田邊孝子傳」五巻に「は文を草し、一はその挿絵を書いて版行された人達で、この五峯の子息に明治時代に法曹界に活躍した石黒涵一郎代議士がある事は池田儀一郎先生の「舞鶴人物小伝」に詳である。

(六)の仮称「享保年社殿再建手控」はこれ等の資料の内特に地方史的に非常に貴重なもの、「丹後史料叢書」全五冊中の第四冊二七頁に採録された「宮津日記」の記事中に

享保十七子九月三日夜四ツ時ヨリ田邊大火引土新町ヨリ火引土町分村本堂不残焼 本妙寺、朝代社焼失、家数凡

三百軒

と記されている当地方希な大火災の類焼後の再建に関する社司政津見氏の手控である。今迄の史料の裡でこの事件をこれ程詳細に記録したもの、が未だ発見されていないので特に注目を引いた訳で、この調査に立会れた社寺建築の権威大森工學博士も大変快はれた次第である。

これはこの当時の社寺建築の収支簿の様なもの、で民間社寺建築の具体的な面の努力が容易に理解され之が竣工に至る迄の並々ならぬ努力の有様が記されていて当時の各々の金銭的繰出の状態が手にとる様に分つて経済的な町勢を知る好個の資料でもある訳である。

今迄の調査に於てはこれの地方史的な建築資料の価値が見逃されて来た様であるので將來之が究明はそれぞれの分野に於て相当貢献するものと思われる。

朝代大明神縁起

夫丹州加佐郡田邊朝代大明神波天武天皇御在位乃時九月三日卯乃日此所仁鎮座有淡路乃日乃若宮於移之奉留
依之社頭於北山仁靜女奉里鳥居於東仁立留拜殿仁向北奉留董迄茂徒東入天向北本社に

至留是陰陽流行乃理於象禮利朝波阿志多日波東与利出留陽乃方位也代波背宇志呂乃上畧也
後波北大陰極利天己寅卯乃陽於和合之天生留爰於以天日乃若宮於則朝代登号之奉留
是第一乃與儀也亦朝社登茂書也抑天地開闢乃昔伊并諾尊伊并諾尊頭禮在座天天乃大神於生玉比萬物出生之人倫乃道於覺之賜比吾國乃群生兩御神乃深恩於蒙運利誠仁天道四州於照之萬民於日夜仁惠美賜不誰加其恩遠思上羅牟哉即伊并諾尊波淡路に垂跡賜比伊并諾尊波紀伊國有馬村仁在座今乃熊野山乃大神是也惣天解除波天津兒屋根命正義直受是也

この縁記に與書はないが、後出の資料から推測して、「当社由末御巻物奉納箱入」(久美屋源八郎)屋市左衛門 馬詰十兵衛書之 には相当するものではないかと思われれる。

一、塵埃覆とも明曉黒雲覆とも日月如何なれば享保十七子 九月三日乃昼雖為御類焼急難にて神主を初氏子共馳集り無勿駄も大明神御變山上江奉守上暫座候間神主日向ハ不申及氏子共通夜終夜相詰奉守護うや、敷もこそ〇なり千時七日の日御城御次より

神主日向と月行司魚屋町船登屋孫左衛門と兩人を召れ先飯御殿之義図を以式間に三間に相積り申様に町方惣大工中御集被為成候処大工六七拾人相集氏子共不及申精力をばげみ候ゆへ飯御殿出未上る事僅四五日が間也飯の御鳥居は松木の丸太にて御作事より出来仕十二日ニ奉遷殿座候其後徒御上朱乃鳥居結構二造立させらる即額の文字は前大納言基時卿御筆にて朝代大明神と誠ニ照〇日の少宮清々敷も猶難有し
鳥居の北表三間に拾間余りの所町洋居屋敷にて御座を空地ニ被成火除の爲として徒御上御寄附也

十五日御祭礼目出度奉渡享保十八癸丑年至惣年寄中集合有之御社重建仕度ニ付当町中万人講を企丑年を初寅卯辰己午未ヒケ年帳面之趣なり
又卯春操芝居興行仕候勘定銀有委細未記猶年寄中打寄御譜請相談有之候上にて榊材木調ニ所々江差遺委細未記御上江茂奉願榊材木被下置之委細未記榊、材木数多相調申ニ付亦御宮作立申度者願仕候而則御上より時之棟梁兩人御社之圖を曳(但八尺五寸流造叔於町々ニ寄合いたさせ右之図をひき見せ惣方宜存申ニ付元文二年己九月十八日而棟梁、鍛冶棟梁、屋根や棟梁、木挽棟梁、年

- 長銭六拾七貫五百貳拾四文
- 一本町 丑寅卯辰 長銭六貫六百五拾七文
- 一同町 己午未 人数千九百九拾貳人 長銭 貳拾三貫九百四文
- 一丹波町 丑寅卯辰 長銭 拾七貫六百拾文 人数 五千四拾三人
- 一同町己午未 長銭六拾貫五百拾文
- 一長銭 拾五貫五百四拾八文 平野屋町分 丑寅卯辰
- 一長銭 六拾九貫三百三拾六文 同町人数 五千七百七拾八人 己午未年
- 一長銭 拾七貫三百六拾貳文 竹屋町丑寅卯辰年
- 一長銭 九拾貫文 同町人数七千五百四人 己午未年
- 一長銭 八貫百文 寺内町 丑寅卯辰
- 一長銭 七拾貳貫文 同町人数六千人 己午未年
- 一長銭 九貫六百三拾六文 新町丑寅卯辰
- 一長銭 三拾七貫八百九拾六文 同町人数 貳千六百五十八人
- 一長銭 三貫四百四拾文 堀上町丑寅卯辰
- 一長銭 拾五貫八百四文 同町人数千貳百五拾七人 己午未

- 一長銭 三貫三百六拾文 紺屋町丑寅卯辰
- 一長銭 拾三貫七百十六文 同町己午未 人数千四百拾人
- 一長銭 三貫七拾貳文 西町 丑寅卯辰
- 一長銭 九貫九百七拾貳文 同町己午未 人数八百三十一人
- 一長銭 三貫六百十貳文 引土町丑寅卯辰
- 一長銭 貳貫六百六十四文 同町己午未 人数貳百廿貳人
- 一長銭 拾四貫五百三拾五文 朝代町 人数千三百廿八人
- 一長銭 拾三貫三百六拾五文 西吉原町
- 一長銭 三貫九百三拾六文 東吉原町 吉工門肝入
- 一長銭 六貫七百貳拾文 同町
- 一長銭 四貫六百廿貳文 大内町
- 一其外御家中より御寄附有之候得共略之 操銀之覚
- 一銀壹貫百十六匁五分 卯三月廿一日より 操勘定銀也 此銀 御上御立合所へ預 置申候
- 但午十月迄利銀七百三拾六匁八分九厘 元利合壹貫八百五拾三匁三分九厘八毛
- 中興新銀と申銀也元文銀出申に付右之銀五割増にて通用依之○之銀文銀と云 此文

銀貳貫七百八拾目九厘從御上御振舞 但し錢ニメ長百十九貫五百四拾四文相場老 奴ニ付四十三文替也 御普請方之覚

- 一大工貳千六百六十一人
- 一木挽四百貳拾四人半 外に七六八大工木挽手間御寄進也
- 右之工料長銭三百四貫貳拾八文
- 一屋称屋四百十八人工料長銭四拾九貫六拾九文 一工十三文宛
- 一桶代 工料長銭貳貫五百五拾六匁
- 但志貫匁に付四百六十貳文宛
- 一竹釘代長銭五貫八百七拾八文
- 一柚六十五人 工料長銭六貫四百五十五文
- 一日用六十六人半 賃長銭四貫八百九十九文

◆後出の拙写古証書三通は昭和十七年五月 過ぎ私が西地域ニツ橋東詰(今の日赤病院区域)の処に諏訪と云ふ人の家屋を購 求した爲この地を海軍用地として接收さ れ之を移建する爲色々苦労していた頃、 偶然その家の真向に当る土地の旧家で見 たものでこの家に襲藏されていた可成り の古文書中から手控して今日に至つて始 めて発表するものであるが、この旧家は その後ニツ橋西詰の土手下に移られた由

を傳聞したが家の名を失念した爲採し得 ない事を附記して置く御存知の方あれば 御連絡頂き度い。

寛 一金三兩也 右者為位階官金と御寄附被下辱慥神 納仕候 御蔭ニ而昇進仕候上者毎月 朔日三日十五日奉献神供日々御安全 之御祈禱抽丹誠無怠修行可仕矣爲後 日之一札請取書旁々明而如件 寛政六甲寅五月 政津見日向守 組屋 孫左衛門様

預り申金子之事 一金貳兩也 六月同苗上京官位入用ニ付預り申處 実正也 然ル上ハ卯春老兩元利無滞 返齋可仕迄兩ハ辰ノ春元利無滞返齋 可仕候 爲後日依而如件 寛政六甲寅年七月

政津見 但馬 孫左衛門殿 組屋

寛 一金三兩也 内志兩 寅七月御神納 貳兩 卯春辰兩度御神納〇〇 六七日爲御寄附被下慥神納仕候 御蔭ニ而位階昇進下御生年ヲ神別帳 面ニ記書御安全之御祈禱一生之内日 々抽丹誠可致修行爲後日請取證文如 件 寛政六甲寅年七月 政津見日向 朝代 孫左衛門殿 組屋

◇例会だより◇

- ◎ 十月十六日 西図書館 発表「舞鶴地方の中世史料について」 中嶋利雄氏
- ◎ 十一月十三日 西図書館 志楽荘園史料の講読 志楽荘園史料の講読 会誌第三号の執筆者を決定。
- ◎ 十二月二十四日 西図書館 発表「田辺藩の貢租について」真下八雄 「田辺藩 土目録」の出版費を京都府 文化財保護基金より融資をつけること に ついて協議。
- ◎ 二月五日 西図書館 舞鶴市の文化財保護行政、京都府資料目 録の作成、府立郷土資料館の建設等につ いて意見を交換。